

議案第1号 副会長及び監事の選任について

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第3項の規定に基づき、副会長及び監事を指名するものです。

副会長 芥川 一則 委員 (福島工業高等専門学校)

監 事 河野 敏夫 委員 (白河市町内会連合会)

監 事 藤田 龍文 委員 (白河商工会議所)

(参考)

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、市長が指名する者をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

議案第2号 令和2年度事業報告について

①地域内移動支援事業の実績（詳細、別紙1）

②予約型乗合タクシー実証実験の実績（詳細、別紙2）

③白河市生活交通バス減免規定の変更（ふれあいバスの廃止）

平成21年4月から行ってきた「ふれあいバス（コミュニティバスの無料制度）」は、新たな交通手段の導入やバス運行に必要な財源を確保し持続可能なサービスを維持していくため、令和2年9月30日をもって終了しました。

また、同年4月より65歳以上及び障がい者の方を対象に、乗車運賃を100円に変更し、お得な年間定期券（サポートパス）の販売を開始しています。

④地域公共交通確保維持改善事業「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）を受け運行している白河市循環バスについて、令和3年度分（令和2年10月～令和3年9月運行）の「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の認定申請を行い、令和2年9月30日付けで同計画の認定及び補助金の内定がありました。

⑤白河市循環バス「こみねっと」新型車両導入

中循環コースで運行していたボンネットバスが、十分な換気機能を有していない状態であったことから、バス利用者及び乗務員の新型コロナウイルス感染リスクの軽減を図るため、十分な換気機能を備えた新型車両を導入しました。



議案第3号 令和2年度収支決算並びに監査報告について

令和2年度白河市地域公共交通活性化協議会収支決算書

1. 歳入

(単位：円)

科目	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
1 負担金	0	0	0	0	0	白河市負担金
2 補助金	0	0	0	0	0	
3 繰越金	373,204	0	373,204	373,204	0	繰越金
4 諸収入	0	0	0	2	2	預金利子
合計	373,204	0	373,204	373,206	2	

2. 歳出

(単位：円)

区分	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
款						
1 運営費	145,436	0	145,436	52,673	▲ 92,763	委員報償、会議時飲物代、会議時保険
2 事務費	30,000	0	30,000	15,036	▲ 14,964	郵送料、消耗品など
3 事業費	197,000	0	197,000	0	▲ 197,000	
4 予備費	768	0	768	0	▲ 768	
合計	373,204	0	373,204	67,709	▲ 305,495	

歳入歳出差引残額305,497円(歳入合計額373,206円－歳出合計額67,709円)については、次年度に繰り越します。

監査結果報告書

令和 2 年度歳入歳出決算について令和 3 年 3 月 3 1 日に監査した結果、その内容は関係帳簿等に合致し、適正に執行されていることを認めます。

収 入 総 額 373,206 円

支 出 総 額 67,709 円

収支差引残額 305,497 円

令和 3 年 3 月 3 1 日

白河市地域公共交通活性化協議会

監事

河野 敏夫



監事

金田 昇



議案第4号 令和3年度事業計画(案)について

①地域公共交通確保維持改善事業「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国庫補助金)を受け運行している白河市循環バスについて、令和4年度分(令和3年10月～令和4年9月運行)の「地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定申請を行います。

②地域内移動支援(バス及びタクシー)事業

運転免許証を保有していない高齢者及び障がい者の日常生活を支える移動手段として、バス及びタクシー運賃の一部を助成します。

○実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

○助成対象 市内に在住し、運転免許証を保有していない者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 年度末に75歳以上の方
- (2) 身体・知的・精神障害者手帳を所持している方

○助成券交付額 100円券×120枚

○助成券利用枚数

項目	基準枚数	助成券上限枚数
バス運賃	運賃の2分の1とした額(100円未満の端数がある場合には切り上げた額)の範囲内	助成券5枚(500円分)
タクシー運賃		助成券10枚(1,000円分)

注) 運賃が100円の場合は、助成券1枚(100円)とする。

○利用範囲 小売店、スーパー、医療機関、公共施設、福祉施設、駅、バス停(※パチンコ、居酒屋などの遊興施設及び市外への移動を除く。)

○周知方法 広報紙、市ホームページ、車内掲示、昨年度申請者への案内、公共施設及び福祉施設へのチラシの配架

③予約型乗合タクシー実証実験

交通空白地を解消する手段として、既存のタクシー車両による乗合いを実施し、既存路線バスへの接続の効果等を確認するため、令和2年10月から実施している表郷及び旗宿並びに東地域内での実証実験を継続し試みるものです。

○ 大信地域における実証実験内容

- (1) 運行区域 白河市大信地域の区域運行
- (2) 運行日 火曜日及び木曜日（祝日及び年末年始除く。）
- (3) 運行区間 市の事前登録を受けた住所地～指定目的地
 ※ 指定目的地：大信庁舎前バス停留所、国井歯科医院及びらくらく医院
- (4) 利用料 1人500円（障がい者及び小学生250円）
 ※バス・タクシー助成券を利用できます。
- (5) 運行予定時間及び運行便数

	大信地域内の 事前登録を受 けた住所地	大信庁舎前 バス停	国井歯科医院 らくらく医院	備考
行き①		9:35	9:40	9:40 発接続（大信地域自主運行バス矢吹行き）
行き②		11:20	11:25	11:25 発接続（福島交通白河駅行き）

	国井歯科医院 らくらく医院	大信庁舎前 バス停	大信地域内の 事前登録を受 けた住所地	備考
帰り③	12:38	12:43		12:38 着接続（大信地域自主運行バス老人福祉センター行き）
帰り④	13:30	13:35		13:30 着接続（福島交通白河駅発の路線バス）

- (6) 実験期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (7) 運行事業者 白河観光交通株式会社

○ 表郷及び旗宿並びに東地域における実証実験内容

- (1) 運行区域 白河市表郷及び旗宿並びに東地域の区域運行
- (2) 運行日 月曜日及び金曜日（祝日及び年末年始除く。）
- (3) 運行区間 市の事前登録を受けた住所地～指定目的地
- (4) 利用料 1人500円（障がい者及び小学生250円）
 ※バス・タクシー助成券を利用できます。

(5) 運行予定時間及び運行便数

ア 表郷及び旗宿地域

	表郷及び旗宿地域内の事前登録を受けた住所地	表郷庁舎前バス停	ビーライフうおいち、表郷公民館	備考
行き①		8:52	9:02	8:57 発接続 (ジェイアールバス関東白柵線白河駅行き)
行き②		10:45	10:55	10:50 発接続 (ジェイアールバス関東白柵線白河駅行き)

ビーライフうおいち、表郷公民館	表郷庁舎前バス停	表郷及び旗宿地域内の事前登録を受けた住所地	備考
帰り③	11:26	11:36	11:31 着接続 (ジェイアールバス関東白柵線柵倉行き)
帰り④	13:26	13:36	13:31 着接続 (ジェイアールバス関東白柵線柵倉行き)

イ 東地域

	白河市東地域内の自宅巡回	刈敷坂バス停留所	その他指定目的地	備考
行き①		9:08	9:18	9:13 発接続 (福島交通新白河石川線新白河駅行き)
行き②		11:23	11:33	11:28 発接続 (福島交通新白河石川線新白河駅行き)

その他指定目的地	刈敷坂バス停留所	白河市東地域内の自宅巡回	備考
帰り③	13:05	13:15	13:10 着接続 (福島交通新白河石川線石川営業所行き)
帰り④	14:50	15:00	14:55 着接続 (福島交通新白河石川線石川営業所行き)

(6) 実験期間 令和2年10月1日～令和3年9月30日

※令和3年10月以降も実証実験の延長を行います。

当該内容を議案第6号にてお諮りし、了承を得た上で実施するものです。

(7) 運行事業者

ア 表郷及び旗宿地域 白河観光交通株式会社

イ 東地域 有限会社東タクシー

④白河市循環バス実証実験（真舟地区試験運行）

真舟、米村道北等は、一定規模の人口密度を有し用途地域に指定しているところですが、他用途地域とは違いコミュニティバスは未整備区域となっているほか、民間路線バスも1日1往復と少なく公共交通不便地域となっている状況です。

当該地域は都市計画マスタープランにより公共交通網の導入を優先して検討する地区であることを勘案し、周辺住民のバス需要や商業施設、医療機関などへの波及効果さらには中循環、南循環の課題であるルート短縮（厚生病院ルート）の代替手段としての適否を検討するため、試験運行を実施します。

※実験概要は、議案第8号にてお諮りします。

(1) 実施期間：令和3年9月1日（水）～令和3年12月28日（火）

81日間 ※平日のみ

(2) 運行本数：左回りルート・右回りルート各3便

(3) 運賃：1回乗車につき

・65歳未満（中学生以上） 200円 ・乳幼児 無料

・65歳以上・こども（小学生）・障がい者 100円

※バス・タクシー助成券は使用可能。回数券及び定期券
並びに乗換・乗継券は使用不可。

(4) 運行事業者：福島交通(株)、ジェイアールバス関東(株)

(5) 周知方法：案内チラシ配布、市ホームページ掲載、循環バス車内掲示、白河駅前バス路線案内板掲示、公共施設等チラシ設置等

議案第5号 令和3年度収支予算(案)について

令和3年度白河市地域公共交通活性化協議会予算(案)

1. 歳入

(単位:円)

科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	比較増減額	備考
1 負担金	170,000	0	170,000	白河市負担金
2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	305,497	373,204	△ 67,707	繰越金
4 諸収入	3	0	3	預金利子
合計	475,500	373,204	102,296	

2. 歳出

(単位:円)

区分 款	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	比較増減額	備考
1 運営費	198,750	145,436	53,314	委員報酬@2,600円×17人×3回 =132,600円 旅費@7,600円×1人×3回=22,800円 旅費@7,400円×1人×3回=22,200円 食糧費@130円×25人×3回=9,750円 会議開催時保険@200×19名×3回= 11,400円
2 事務費	30,000	30,000	0	消耗品・郵送料等
3 事業費	190,000	197,000	△ 7,000	利用促進、啓発チラシ
4 予備費	56,750	768	55,982	
合計	475,500	373,204	102,296	

※科目間の流用は会長に一任する。

議案第6号 地域公共交通確保維持改善事業

「白河地域フィーダー系統確保維持計画」の申請について

白河地域フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 令和3年6月 日

(策定団体名) 白 河 市

生活交通確保維持改善計画の名称

白河地域フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持改善事業に係る目的・必要性

(1) 目的

JR東北本線を境とした北部地域(会津町・金勝寺・飯沢地区等)は、中心市街地からの医療機関「白河厚生総合病院」の移転やJAしらかわ(現JA夢みなみ)「り菜あん」の開所、サービス付き高齢者住宅の立地などにより、地域を取り巻く環境が大きく変化している。

しかしながら、同地域は、循環バスをはじめとする公共交通の乗り入れがない「公共交通空白地帯」となっており、市民の日常生活に不便を来していることから、同地域における市民の移動手段の確保と、病院や福祉施設等の利用者の利便性向上を図ることを目的に地域内路線を運行するものである。

(2) 必要性

地域内路線は、自動車を運転しない方、環境問題等を考え運転を控えようとする方、遠距離通学をする方、高齢者の移動手段として欠かせないものである。

また、本市の公共交通空白地帯を解消し、地域間の連携を考えた地域公共交通システムを構築するためには、この地域の路線(フィーダー系統)運行が必要であり、本路線が基幹路線と接続することで、中心市街地に集中している商業施設・病院・鉄道・公共施設などへ向かえなかった交通弱者が容易に行くことができるなど利便性の向上が図られることとなる。このことは「白河市地域公共交通網形成計画」に掲げる基本方針のひとつである「地域拠点・生活拠点・居住地を結ぶ「まちづくり」と一体となった公共交通網の形成」と整合するものであり、計画推進のための目標達成に向けた取組みに寄与するものであり、路線の運行は必要である。

2. 地域公共交通確保維持改善事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「白河市地域公共交通網形成計画」において、令和5年度目標値として生活拠点(表郷庁舎・東庁舎)のバス利用者数を平日1日あたり15人と定め、また、白河市循環バス・地域巡回バスの年間利用者数を69千人と定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象系統の目標を設定する。

(「白河市地域公共交通網形成計画」P63参照)

○1便あたりの乗車人数

年 度	白河市循環バス (中循環)	白河市循環バス (南循環)
令和4年度	16.7人以上	12.8人以上
令和5年度	17人以上	13人以上
令和6年度	18人以上	14人以上

《目標設定の積算根拠》

○白河市循環バス・地域巡回バスの年間利用者数を69千人

《積算根拠》：白河市第2次総合計画後期基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度、5年間）における令和4年度目標値68千人に、後期計画期間内の1年間の増加目標値1,789人を加算し、千人未満を切り捨てたうえで、令和5年度の計画目標値とした。

○1便あたりの乗車人数

《積算根拠》：平成30年度・令和元年度・令和2年度白河市循環バスの利用実績（1便あたりの乗車人数の平均値）に基づき算出

(2) 事業の効果

白河地域の公共交通空白地帯において路線を運行することで、交通弱者の日常生活に不可欠な移動手段を構築することができる他、基幹路線と接続することで、中心市街地に集中している商業施設・病院・鉄道・公共施設などへの移動手段が確保されるなど利便性が向上し、他地域との相互交流が生まれ、「白河市地域公共交通網形成計画」に掲げる基本方針のひとつである「地域拠点・生活拠点・居住地を結ぶ「まちづくり」と一体となった公共交通網の形成」との整合や、計画目標のひとつである「地域拠点、生活拠点の機能を充実させる交通結節機能の強化」、「まちづくりと一体となった効率的・効果的な公共交通網の形成」を達成するために寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 事業

総合時刻表及び利用促進パンフレットの作成・配布などの利用促進策を講ずるほか、適時アンケート調査を実施し、使い勝手の良いルート及びダイヤに改正していくことで乗車人数の増加を図る。

(2) 実施主体

白河市、交通事業者

（「白河市地域公共交通網形成計画」p73参照）

4. 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別紙 表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

白河市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

白河市循環バス（中循環） ジェイアールバス関東株式会社

白河市循環バス（南循環） 福島交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等継続的な測定手法

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別紙 表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
 - (1) 平成23年5月26日
第7回白河市地域公共交通活性化協議会において補助対象路線について説明し、生活交通ネットワーク計画に位置づけることについて合意を得た。
 - (2) 平成24年3月21日
第8回白河市地域公共交通活性化協議会において、平成25年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、次回会議までの検討事項とした。
 - (3) 平成24年6月26日
第9回白河市地域公共交通活性化協議会において平成25年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
 - (4) 平成25年5月22日
第10回白河市地域公共交通活性化協議会において平成26年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
 - (5) 平成26年5月30日
第11回白河市地域公共交通活性化協議会において平成27年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
 - (6) 平成27年3月20日
第12回白河市地域公共交通活性化協議会において平成27年度生活交通ネットワーク計画（変更案）を示し、協議の結果、了承を得た。
 - (7) 平成27年5月26日
第13回白河市地域公共交通活性化協議会において平成27年度生活交通ネットワーク計画（変更案）及び平成28年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。

(8) 平成28年5月31日

第15回白河市地域公共交通活性化協議会において、平成29年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(9) 平成29年4月17日

第17回白河市地域公共交通活性化協議会において、協議会メンバーの改選を行った。

(10) 平成29年8月22日

第19回白河市地域公共交通活性化協議会において、平成30年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(11) 平成30年6月27日

第23回白河市地域公共交通活性化協議会において、平成31年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(12) 平成31年2月14日

第24回白河市地域公共交通活性化協議会において、平成31年度生活交通確保維持改善計画(変更案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(13) 令和元年5月22日

第25回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和2年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(14) 令和2年7月20日

第29回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和3年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

(15) 令和3年6月1日

第33回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和4年度生活交通確保維持改善計画(案)を示し、協議の結果、了承を得た。

21. 利用者等の意見の反映状況

白河市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参加を得ている。

22. 協議会メンバーの構成

一般乗合旅客自動車運送事業者	福島交通株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社
	株式会社桜交通
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	白河観光交通株式会社
	光タクシー株式会社
	有限会社東タクシー
一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	公益社団法人福島県バス協会
福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	全国自動車交通労働組合連合会福島地方本部
地域公共交通の利用者	白河市町内会連合会
	白河地域活性化協議会
	表郷地域活性化協議会

	大信地域活性化協議会
	東地域活性化協議会
道路管理者、県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
	福島県県南建設事務所
	白河警察署
	福島工業高等専門学校
	福島県県南地方振興局
	白河商工会議所
	表郷商工会
	大信商工会
	ひがし商工会
	東日本旅客鉄道株式会社
市長又は市長が指名する者	白河市

【本計画に関する担当者・連絡先】

- (住 所) 福島県白河市八幡小路7番地1
- (所 属) 白河市役所 市長公室 企画政策課
- (氏 名) 渡部 結歌
- (電 話) 0248-22-1111 (内線 2332)
- (e-mail) kikaku@city.shirakawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白河市	ジェイアールバ ス関東株式会社	(1) 白河市循環バス(中循環)	白河 駅	新白河 駅	白河 駅	往 22.3km 循環	295日	885回		①	補助対象地域間幹線系統 福島交通バス新白河-石 川(刈敷坂/バス停)と接続	③	
	福島交通株式会 社	(2) 白河市循環バス(南循環)	白河 駅	新白河 駅	白河 駅	往 23.1km 循環	295日	885回		①	補助対象地域間幹線系統 福島交通バス新白河-石 川(刈敷坂/バス停)と接続	③	
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
白河市	ジェイアールバス関東株式会社	(1) 白河市循環バス(中循環)	白河駅	新白河駅	白河駅	往 22.3km 循環	296日	888回		路線定期	①	③
			白河駅	新白河駅	白河駅	往 23.1km 循環	296日	888回		路線定期	①	③
		(3)				往 復 km km	日	回				
		(4)				往 復 km km	日	回				
		(5)				往 復 km km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小教点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハデ 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白河市	ジェイアールバ ス関東株式会社	(1) 白河市循環バス(中循環)	白河 駅	新白河 駅	白河 駅	往 22.3km 循環	295日	885回		路線定期	①	③	
	福島交通株式会 社	(2) 白河市循環バス(南循環)	白河 駅	新白河 駅	白河 駅	往 23.1km 循環	295日	885回		路線定期	①	③	
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	白河市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	40,401
交通不便地域	3,867

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,146	関辺(旧古関村)	山村振興法
443	旗宿(旧古関村)	山村振興法
658	大信隈戸(旧大信村)	山村振興法
620	大信下小屋(旧大信村)	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
白河市地域公共交通網形成計画	平成30年3月20日	平成31年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
40,401	40,401人×120円+220万円	7,048,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

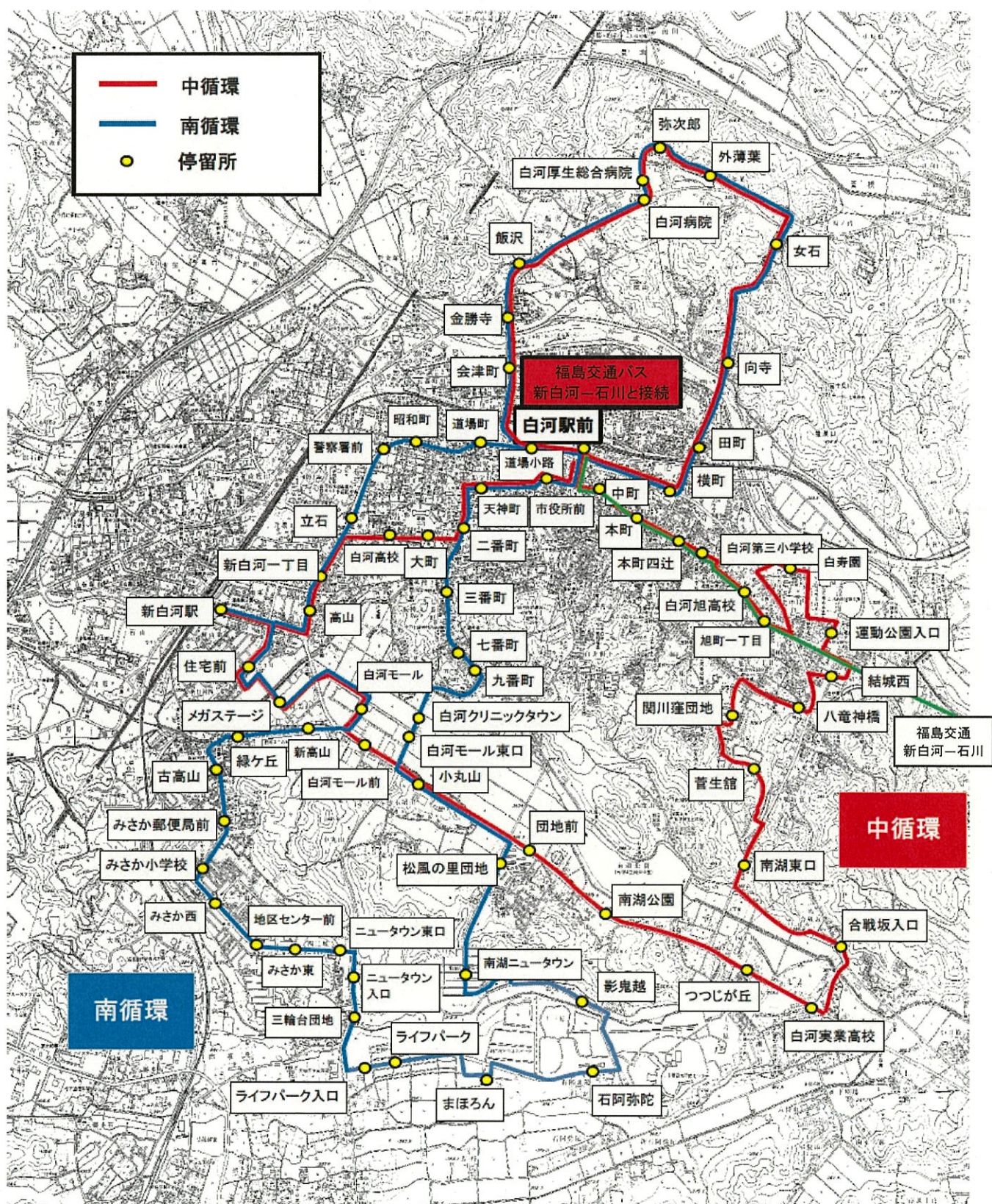
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

☆白河市循環バス

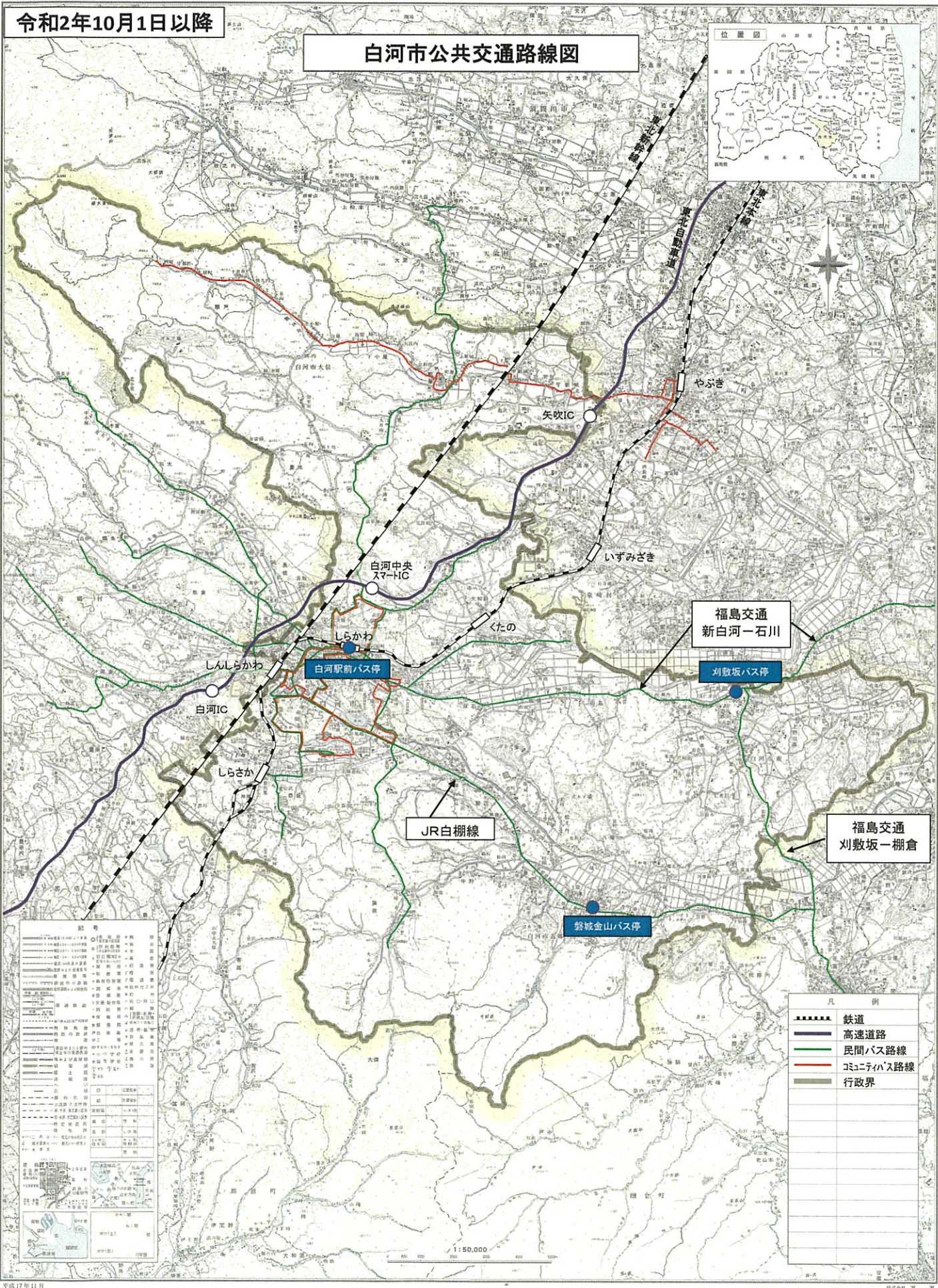
運行日	月曜日～土曜日		
運休日	・12/29～1/3 ・日曜日、祝日(ただし2/11と、祝日が土曜日の場合は運行します)		
料金	大人(中学生以上)200円 こども(小学生)100円 65歳以上100円 乳幼児 無料 ※障がい者等 大人(中学生以上)100円 こども(小学生)50円		
方面	中循環		
白河駅前	6:55	11:10	13:00
市役所前	6:57	11:12	13:02
天神町	6:58	11:13	13:03
二番町	6:59	11:14	13:04
大町	6:59	11:14	13:04
白河高校	7:00	11:15	13:05
新白河一丁目	7:01	11:16	13:06
高山	7:02	11:17	13:07
新白河駅	7:04	11:20	13:10
住宅前	7:05	11:21	13:11
メガステージ	7:07	11:23	13:13
白河モール	7:10	11:26	13:16
白河モール前	7:11	11:27	13:17
小丸山	7:12	11:28	13:18
団地前	7:13	11:29	13:19
南湖公園	7:14	11:30	13:20
つつじヶ丘	7:15	11:32	13:22
実業高校前	7:16	11:34	13:24
合戦坂入口	7:17	11:35	13:25
南湖東口	7:19	11:37	13:27
菅生館	7:20	11:38	13:28
関川窪団地	7:23	11:41	13:31
八竜神橋	7:25	11:43	13:33
結城西	7:26	11:44	13:34
運動公園入口	7:28	11:46	13:36
白寿園	7:29	11:47	13:37
旭町一丁目	7:31	11:49	13:39
白河旭高校	7:31	11:49	13:39
白河第三小学校	7:32	11:50	13:40
本町四辻	7:32	11:51	13:41
本町	7:33	11:52	13:42
中町	7:34	11:53	13:43
白河駅前	7:37	11:56	13:46
会津町	7:39	11:58	13:48
金勝寺	7:39	11:58	13:48
飯沢	7:40	11:59	13:49
白河病院	7:42	12:01	13:51
白河厚生総合病院	7:44	12:03	13:53
弥次郎	7:45	12:04	13:54
外薄葉	7:46	12:05	13:55
女石	7:48	12:07	13:57
向寺	7:50	12:09	13:59
田町	7:51	12:10	14:00
横町	7:53	12:12	14:02
白河駅前	7:56	12:15	14:05
方面	南循環		
白河駅前	6:40	9:45	15:50
市役所前	6:42	9:47	15:52
天神町	6:43	9:48	15:53
二番町	6:44	9:49	15:54
三番町	6:45	9:50	15:55
七番町	6:46	9:51	15:56
九番町	6:47	9:52	15:57
白河クリニックタウン	6:48	9:53	15:58
白河モール東口	6:49	9:54	15:59
小丸山	6:50	9:55	16:00
松風の里団地	6:51	9:56	16:01
南湖ニュータウン	6:52	9:57	16:02
影鬼越	6:53	9:58	16:03
石阿弥陀	6:54	9:59	16:04
まほろん	6:56	10:02	16:06
ライフパーク	6:57	10:03	16:07
ライフパーク入口	6:57	10:03	16:07
三輪台団地	6:58	10:04	16:08
ニュータウン入口	6:58	10:04	16:08
ニュータウン東口	6:59	10:05	16:09
みさか東	7:00	10:06	16:10
地区センター前	7:00	10:07	16:10
みさか西	7:01	10:08	16:11
みさか小学校	7:01	10:08	16:11
みさか郵便局前	7:02	10:09	16:12
古高山	7:03	10:10	16:13
緑ヶ丘	7:04	10:11	16:14
新高山	7:05	10:12	16:15
白河モール	7:06	10:15	16:16
メガステージ	7:08	10:18	16:18
住宅前	7:09	10:20	16:19
新白河駅	7:10	10:22	16:20
高山	7:11	10:23	16:21
新白河一丁目	7:12	10:24	16:22
立石	7:13	10:25	16:23
警察署前	7:14	10:26	16:24
昭和町	7:15	10:27	16:25
道場町	7:16	10:28	16:26
道場小路	7:18	10:29	16:28
白河駅前	7:23	10:33	16:33
横町	7:24	10:34	16:34
田町	7:25	10:35	16:35
向寺	7:26	10:36	16:36
女石	7:28	10:38	16:38
外薄葉	7:31	10:41	16:41
弥次郎	7:33	10:42	16:43
白河厚生総合病院	7:35	10:45	16:45
白河病院	7:36	10:47	16:46
飯沢	7:38	10:49	16:48
金勝寺	7:38	10:49	16:48
会津町	7:39	10:50	16:49
白河駅前	7:43	10:55	16:53

白河市循環バス運行経路図



令和2年10月1日以降

白河市公共交通路線図



JR白棚線

福島交通
新白河-石川

刈敷坂バス停

福島交通
刈敷坂-棚倉

磐城金山バス停

Route list table with columns for route numbers and names. Includes routes like 101, 102, 103, etc.

Legend table (凡例) defining symbols for 鉄道 (Railway), 高速道路 (Expressway), 民間バス路線 (Private Bus Route), コミュニティバス路線 (Community Bus Route), and 行政界 (Administrative Boundary).

1:50,000

議案第 7 号 表郷及び旗宿・東地域予約型乗合タクシーの継続について

1 経過及び事業継続の趣旨

表郷及び旗宿地域、東地域においては、地域巡回バスを運行していましたが、1便あたりの利用者が2人以下と利用者が少なく、約30%が空バスという非効率的な運行状況であること及び民間路線バスとのルート重複といった課題があったことから、既存バス路線への接続による利用促進や地域活性化に結びつけるため、令和2年度から予約型乗合タクシーの実証実験を試みたところです。

この実証実験によって、数名程度の利用が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い個別の説明機会を逸したことで、制度の周知不足、行政から市民への不要不急な外出自粛の要請などにより正確な需要や効果を確認できなかったことから、再度令和3年10月以降においても運行を試みるものです。

2 現状と実施方針

- 1、表郷及び旗宿地域の利用状況（別紙報告書参照）
 - ①登録者数28名、運行便数1便、延べ利用者数3名
 - ②バス助成券の拡大により、乗合タクシーではなく白柵線の利用が急増（R1: 1,285件 ⇒ R2: 2,242件）
 - ③巡回バスからの切り替えによる経費の抑制
巡回バス月369千円 ⇒ 月50千円
- 2、東地域の利用状況（別紙報告書参照）
 - ①登録者数32名、運行便数115便、延べ利用者数378名
 - ②1便あたりの乗車人数が3.28名と多い
 - ③「きつねうち温泉（公共施設）」を主とする8名程度の継続利用
 - ④巡回バスからの切り替えによる経費の抑制
巡回バス月243千円⇒月169千円

【実施方針】

- ・制度周知及び通院や買い物などわかりやすい利用例を示すことによる需要喚起
- ・利便性を向上させるための利用者や事業者の意見を踏まえたダイヤなどの変更の検討
- ・アフターコロナ後を見据えた需要の確認（アンケートの実施）

3 取組内容

実証実験内容

イメージ図

目的	表郷及び旗宿地域		東地域
運行日	月曜日及び金曜日 (祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日運休)		
指定目的地	表郷庁舎前バス停留所、ビーライフおうち、表郷公民館 伊フうおいち、表郷公民館 <small>道山、刈敷坂、幼稚園入口、大師山、旧道入口、東庁舎前及び益の子本町バス停留所並びに東風の台運動公園</small>		
利用料	定額500円、障がい者及び小学生250円、未就学児無料		
運行期間	令和3年10月1日～令和4年9月30日		

■ 運行予定時間及び運行便数

○ 表郷及び旗宿地域

行き①便	表郷及び旗宿地域内の事前登録を受けた住所地	ビーライフおうち、表郷公民館	表郷庁舎前バス停留所	備考
		8:52着	9:02着	8:57発接続(ジェイアールバス 関東白柵線白河駅行き)
行き②便		10:45着	10:55着	10:50発接続(ジェイアールバス 関東白柵線白河駅行き)
帰り③便	11:26発	11:36発	表郷及び旗宿地域内の事前登録を受けた住所地	備考
帰り④便	13:26発	13:36発		
				13:31着接続(ジェイアールバス 関東白柵線棚倉行き)

○東地域

	刈敷坂バス停留所	その他指定目的地	備考
行き①便	9:08着	9:18着	9:13発接続 (福島交通新白河石川線 新白河駅行き)
行き②便	11:23着	11:33着	11:28発接続 (福島交通新白河石川線 新白河駅行き)
帰り③便	13:05発	東地域内の 事前登録を受けた住所地	13:10着接続 (福島交通新白河石川線 石川営業所行き)
帰り④便	14:50発	15:00発	14:55着接続 (福島交通新白河石川線 石川営業所行き)

4 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月以降
協議会関係	活性化協議会への協議				
	交通事業者への 運行要請				
	国土交通省への届出 及び同省の受理				
その他	現登録者への 運行継続の案内				
	地域への周知				
	利用登録手続				
	アンケートの実施				
	運行開始				

5 その他

法令により、交通事業者が乗合タクシー等の運行事業を行う場合には、自家用有償旅客運送を実施することはできないため、実証実験の期間中は、引き続き表郷地域及び東地域の巡回バスを休止します。

議案第8号 白河市循環バス実証実験の実施について

■真舟地区等の現状

- ①一定規模の人口密度を有する地域
- ②用途地域におけるコミュニティバス未整備地区
- ③交通不便地区
- ④都市計画における公共交通導入優先地区

【新たなルートの検討】

■実験内容

- ・運行ルート（右記のとおり）
左回りルート・右回りルート各3便
- ・運行ダイヤ（下記のとおり）
- ・運賃
ア 65歳未満（中学生以上）200円
イ 65歳以上・障がい者・こども 100円
ウ 乳幼児無料
※バス・タクシー助成券使用可能
- ・予算額 6,420千円
- ・実験期間 令和3年9月1日～12月28日（平日・81日間）

■実験による確認事項

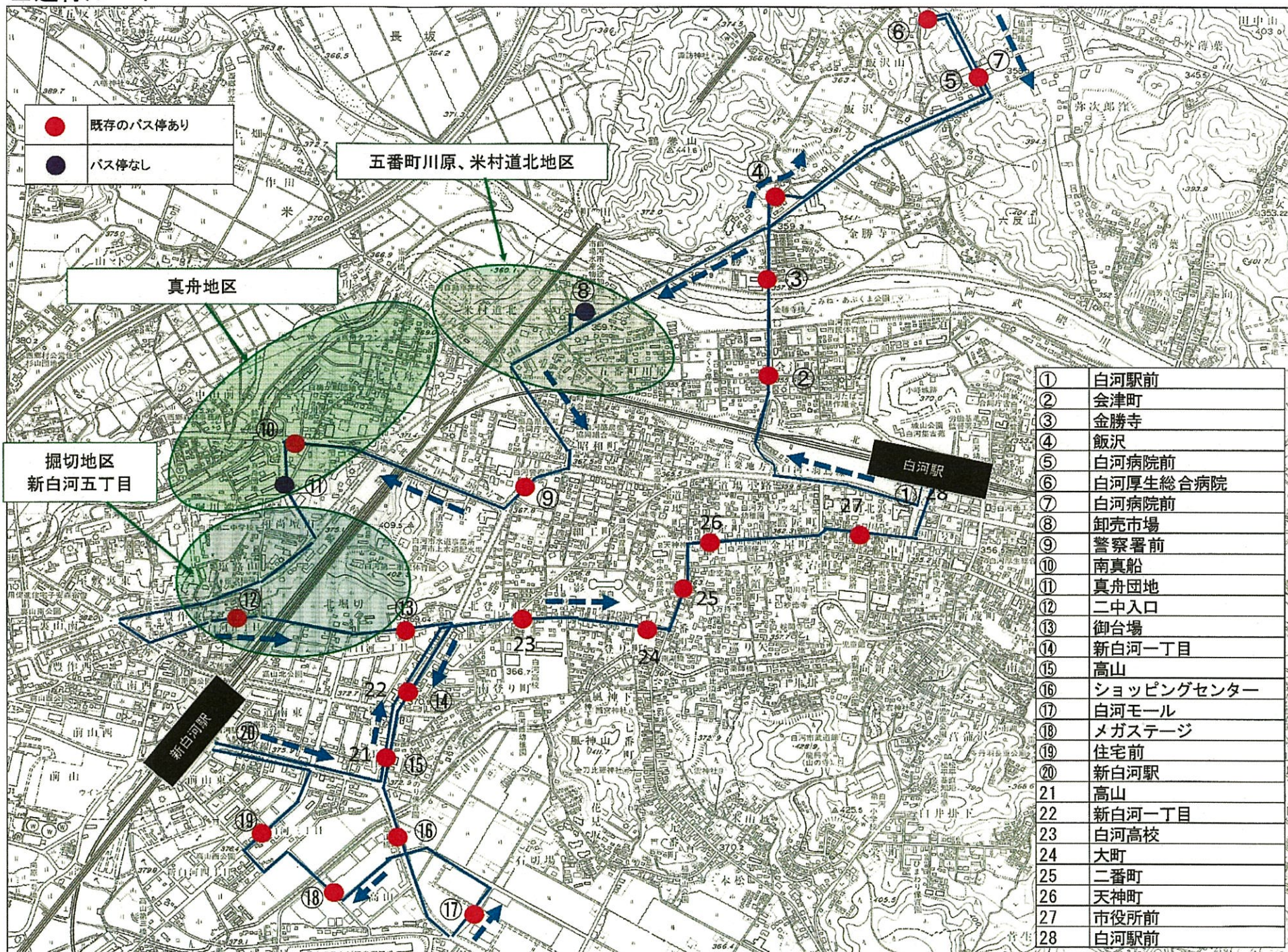
- ①周辺住民のバス需要
- ②商業施設、医療機関などへの波及効果
- ③中循環、南循環の課題であるルート短縮（厚生病院ルート）の代替の検討

■運行ダイヤ（主なバス停留所）

左回りコース			
白河駅	9:45	11:20	13:15
厚生病院	9:53	11:28	13:23
卸売市場	9:58	11:33	13:28
南真船	10:05	11:40	13:35
二中入口	10:10	11:45	13:40
白河モール	10:17	11:52	13:47
新白河駅	10:22	11:57	13:52
市役所前	10:28	12:03	13:58
白河駅	10:30	12:05	14:00

右回りコース			
白河駅	8:00	11:30	15:00
市役所前	8:02	11:32	15:02
新白河駅	8:08	11:38	15:08
白河モール	8:13	11:43	15:13
二中入口	8:20	11:50	15:20
南真船	8:25	11:55	15:25
卸売市場	8:32	12:02	15:32
厚生病院	8:37	12:07	15:37
白河駅	8:45	12:15	15:45

■運行ルート



- ① 白河駅前
- ② 会津町
- ③ 金勝寺
- ④ 飯沢
- ⑤ 白河病院前
- ⑥ 白河厚生総合病院
- ⑦ 白河病院前
- ⑧ 卸売市場
- ⑨ 警察署前
- ⑩ 南真船
- ⑪ 真舟団地
- ⑫ 二中入口
- ⑬ 御台場
- ⑭ 新白河一丁目
- ⑮ 高山
- ⑯ ショッピングセンター
- ⑰ 白河モール
- ⑱ メガステージ
- ⑲ 住宅前
- ⑳ 新白河駅
- ㉑ 高山
- ㉒ 新白河一丁目
- ㉓ 白河高校
- ㉔ 大町
- ㉕ 二番町
- ㉖ 天神町
- ㉗ 市役所前
- ㉘ 白河駅前

■事業スケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
交通事業者等協議	→									
活性化協議会		→								
運行委託		→								
国土交通省への申請		→								
事業周知			→							
運行開始				→						
利用実態調査				→						
実験結果検証								→		

○白河市循環バス実証実験(真舟地区)運行ダイヤ(案)

左回りコース			右回りコース			
利用想定	買物行	通院、買物	利用想定	通院行	買い物帰	通院、買物
	②	④		①	③	⑤
白河駅前	9:45	11:20	白河駅前	8:00	11:30	15:00
会津町	9:47	11:22	市役所前	8:02	11:32	15:02
金勝寺	9:48	11:23	天神町	8:03	11:33	15:03
飯沢	9:49	11:24	二番町	8:04	11:34	15:04
白河病院前	9:51	11:26	大町	8:04	11:34	15:04
白河厚生総合病院	9:53	11:28	白河高校	8:05	11:35	15:05
白河病院前	9:55	11:30	新白河一丁目	8:06	11:36	15:06
卸売市場	9:58	11:33	高山	8:07	11:37	15:07
警察署前	10:03	11:38	新白河駅	8:08	11:38	15:08
南真船	10:05	11:40	住宅前	8:09	11:39	15:09
真舟団地	10:06	11:41	メガステージ	8:11	11:41	15:11
二中入口	10:10	11:45	白河モール	8:13	11:43	15:13
御台場	10:12	11:47	ショッピングセンター入口	8:14	11:44	15:14
新白河一丁目	10:14	11:49	高山	8:15	11:45	15:15
高山	10:15	11:50	新白河一丁目	8:16	11:46	15:16
ショッピングセンター入口	10:16	11:51	御台場	8:18	11:48	15:18
白河モール	10:17	11:52	二中入口	8:20	11:50	15:20
メガステージ	10:19	11:54	真舟団地	8:24	11:54	15:24
住宅前	10:21	11:56	南真船	8:25	11:55	15:25
新白河駅	10:22	11:57	警察署前	8:27	11:57	15:27
高山	10:23	11:58	卸売市場	8:32	12:02	15:32
新白河一丁目	10:24	11:59	白河病院前	8:35	12:05	15:35
白河高校	10:25	12:00	白河厚生総合病院	8:37	12:07	15:37
大町	10:26	12:01	白河病院前	8:39	12:09	15:39
二番町	10:26	12:01	飯坂	8:41	12:11	15:41
天神町	10:27	12:02	金勝寺	8:42	12:12	15:42
市役所前	10:28	12:03	会津町	8:43	12:13	15:43
白河駅前	10:30	12:05	白河駅前	8:45	12:15	15:45

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

国土交通省が定める「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方」の一部が改正されたことに伴い、本協議会設置要綱について関連する事項について、別紙のとおり改正するものです。

また、本議案は、第32回地域公共交通活性化協議会にてお諮りした要綱の一部改正（案）について、改正内容に一部調整及び修正が必要な箇所があったため、必要な修正を加え再度お諮りするものです。

【主な改正内容】

1、協議事項「市町村運営有償運送」を「交通空白地有償運送及び市による福祉有償運送」に改正

道路運送法の改正により自家用有償旅客運送の種類が見直され、市町村が運行主体となる「市町村運営有償運送（交通空白）、市町村運営有償運送（福祉）」の種類がなくなり、種類が「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」に区分されました。（別紙参照）

これにより、運行主体（市町村・特定非営利活動法人等）や自家用有償旅客運送の種類にかかわらず、本協議会で協議することが可能となったことから、「交通空白地有償運送及び市による福祉有償運送」に変更いたします。

なお、市町村を除く特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等による福祉有償運送については、白河地方福祉有償運送等運営協議会（事務局：白河地方広域市町村整備組合）において協議することとなります。

2、協議会の構成員の追加

国土交通省が示す考え方に基づき、市による福祉有償運送について協議を行う場合には、「市において現に福祉有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち代表者が指名する者」について協議会の委員として市長が委嘱することとします。

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（協議事項）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 形成計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) 連携計画の変更に関する事項</p> <p>(3) 形成計画及び連携計画に基づく事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項</p> <p>(5) <u>交通空白地有償運送及び市による福祉有償運送</u>の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項</p> <p>(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p> <p>（協議会の構成員）</p> <p>第5条 協議会の委員は、次に掲げるものうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市長又は市長が指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(5) 福島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(7) 地域公共交通の利用者</p> <p>(8) 道路管理者、県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者</p> <p><u>2 市による福祉有償運送に係る協議を行う場合は、前項の規定により市長が委嘱する委員に加えて、市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を協</u></p>	<p>白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（協議事項）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 形成計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) 連携計画の変更に関する事項</p> <p>(3) 形成計画及び連携計画に基づく事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項</p> <p>(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項</p> <p>(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項</p> <p>（協議会の構成員）</p> <p>第5条 協議会の委員は、次に掲げるものうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市長又は市長が指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(5) 福島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(7) 地域公共交通の利用者</p> <p>(8) 道路管理者、県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者</p>

議会の委員として市長が委嘱する。

第6条～第8条 (略)

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

6 前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号）別紙の地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン5.（3）に定める検討プロセスに基づく協議結果は、会議の議決があったものとみなす。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

以下 (略)

第6条～第8条 (略)

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

6 前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号）別紙の地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン5.（3）に定める検討プロセスに基づく協議結果は、会議の議決があったものとみなす。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

以下 (略)

(見直し前)

運行主体	自家用有償旅客運送の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 	<p style="text-align: center;">市町村運営 有償運送（交通空白）</p> <p style="text-align: center;">市町村運営 有償運送（福祉）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人（NPO法人） ・一般社団法人又は一般財団法人 ・（地方自治法に規定する）認可地縁団体 ・農業協同組合 ・消費生活協同組合 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・商工会議所 ・商工会 ・営利を目的としない法人格を有しない社団 	<p style="text-align: center;">公共交通空白地 有償運送</p> <p style="text-align: center;">福祉 有償運送</p>



(見直し後)

運行主体	自家用有償旅客運送の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・特定非営利活動法人（NPO法人） ・一般社団法人又は一般財団法人 ・（地方自治法に規定する）認可地縁団体 ・農業協同組合 ・消費生活協同組合 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・商工会議所 ・商工会 ・営利を目的としない法人格を有しない社団 	<p style="text-align: center;">交通空白地 有償運送</p> <p style="text-align: center;">福祉 有償運送</p>

(地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について別紙「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」より抜粋)

〇〇(市町村)地域公共交通会議設置要綱(モデル要綱)

制定(年号) 〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇(市町村)地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 〇〇市町村長(〇〇都道府県知事)又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 - (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 - (4) 社団法人〇〇県〇〇協会
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 〇〇運輸局長(〇〇運輸支局長)又はその指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 自家用有償旅客輸送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、市において現に自家用有償旅客輸送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(3)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、〇〇（市町村）〇〇部（課）において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

（〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口）

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする。]

（幹事会）

第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

（交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項）

第□条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(1) △△

(2) ××